国際会計基準審議会 (IASB)会議概要 (2014年11月)

IASBでは2014年11月度(11月19日~11月20日)、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
① IFRS for SMEs 公開草案「中小企業 (SMEs) 向けIFRSの修正案」に対するコメントを 受けて再審議された。	公開草案「中小企業(SMEs)向けIFRSの修正案」 に対するコメントを受けて再審議された(本稿で は、IFRS for SMEsに係る議論の記載は省略する)。
② 保険契約 保険契約基準を最初に適用する場合の方法等について議論された。	決定事項なし
③ 概念フレームワーク 公開草案の文案作成の過程で生じる可能性がある整理論点等を中心に 議論された。	詳細は I (44頁)参照
④ 開示に関する取組み 複数の取組みが同時進行しているが、今回は開示原則、及びIAS第1号 等が議論された。	詳細はⅡ(45頁)参照
⑤ リース 再公開草案に関するIAS第40号「投資不動産」の結果的修正について議 論された。	IAS第40号「投資不動産」の結果的修正について確認することが暫定決定された。
⑥ 排出権取引スキーム 排出権取引スキームの種類、及び会計上の論点の背景情報等が情報共 有された。	決定事項なし

IASB会議概要に関して、暫定合意が行われたトピックを中心に、「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」に分けて記載する。

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASB が公表した「IASB Update」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²をご参照いただきたい。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

概念フレームワーク

2011年に実施したアジェンダ・コンサルテーション の結果を受けて、IASBは、2010年に中断していた概 念フレームワークプロジェクトを再開することを決定 した。2013年 7 月に公表されたディスカッション・ペー パー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」 (以下「概念DP」という。) では、実務上の問題が生 じてきた領域に焦点を当てており、主に次の領域につ いて、現行の概念フレームワークの変更を行うことが 提案された。

- 資産及び負債の定義
- ➤ 資産及び負債の認識及び認識の中止
- 負債と資本の区分
- ▶ 測 定
- ▶ 表示及び開示
- ▶ 純損益とその他の包括利益(OCI)

現在、上記概念DPに対するコメントを受けて、再 審議が継続している。

今回の議論のテーマ

上記領域における主要な論点についての議論は終了し ており、今回は、公開草案の文案作成の過程で生じる可 能性がある整理論点等を中心に議論された。

主な暫定決定事項

- ▶ 収益及び費用の定義に関して、資産及び負債の定 義案と整合性を図り、以下のようにすることが暫定 決定された。
 - ◇ 収益は、資産の増加又は負債の減少のうち、持 分参加者からの出資に関連するもの以外の持分の 増加を生じるものである。
 - ◆ 費用は、資産の減少又は負債の増加のうち、持 分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減 少を生じるものである。
 - ◆ 現行の概念フレームワークの収益及び費用の記 述に関して、以下のように修正することが暫定決 定された。

- ◆ 収益及び費用の表示に関する議論は、表示及び 開示の章に移動する。
- ◆ 概念フレームワークには通常の活動への言及は 含めない。
- ◆ 収益 (income) に関して、収益 (revenue) と利 得 (gain) に区分しない。また、費用 (expense) に関して、費用 (expense) と損失 (loss) に区分 しない。ただし、当該修正に関して、収益及び費 用の定義を制限することを意図するものではない 旨を結論の根拠に記載する。
- ▶ 開示の目的に関して、財務諸表利用者が財務諸表 数値を再計算して利用することを可能とする情報を 提供することについては、概念フレームワークでは 言及しない。
- ▶ 取引コストに関して、公開草案で以下の記載をす ることが暫定決定された。
 - ◇ 測定が資産又は負債の現在価額を描写する場合 には、当該資産又は負債に係る取引コストは反映 しない。
 - ◆ 測定が資産の使用価値を描写する場合には、当 該資産の処分時に発生すると想定される取引コス トを控除する。
 - ◆ 測定が負債の履行価値を描写する場合には、当 該負債を履行する際に発生すると想定される取引 コストを加算する。
 - ◆ 資産(負債)の公正価値は、資産の売却コスト (負債の移転コスト)により減少(増加)しない。 しかし、より有用性の高い情報を財務諸表利用者 に提供すると判断される場合には、売却コスト控 除後の公正価値で測定することを妨げない。
 - ◆ 測定が取引価格ではなく、資産(負債)の原価 を描写する場合には、資産の取得(負債の発生) に係る取引コストを反映するが、資産の実現(負 債の決済又は移転) に係る取引コストを反映する ために減額(増額)はしない。

今後の予定

今回の会議で、「概念フレームワーク」の再審議を実 質的に完了したため、公開草案を2015年の第1四半期に 公表する予定である。

III 開示に関する取組み

背景

現行の国際財務報告基準(IFRS)の表示及び開示要求に対して、様々な関係者から様々な見解が示されている。その1つとして、現行のIFRSは開示要求が多く、財務諸表利用者にとって重要性の低い情報まで企業は開示を行う。その結果として、財務諸表の有用性が低下しているという指摘がある。こうした意見を受けてIASBでは開示に関する取組みとして、短期的に対応可能な項目、及び中長期的に対応する項目を識別し、開示を改善するためのプロジェクトを進めている。

今回の議論のテーマ

開示に関する取組みは、上記のように複数のプロジェクトが同時に議論されているが、今回は、その中でも、開示原則に関する議論、及び公開草案「開示に関する取組み:IAS第1号の修正案」に対して寄せられたコメントを受けての再審議が行われた。

主な暫定決定事項

- ➤ 注記の形式に関して、IFRS全体にわたり適用されるハイレベルのガイダンスをディスカッション・ペーパーに含めることが暫定決定された。
- ▶ 注記の形式に関する教育マテリアルを開発することが暫定決定された。
- ▶ 相互参照方式に関して、ディスカッション・ペーパーに以下の事項を含めることが暫定決定された。
 - ◆ IFRSで要求される情報を財務諸表の外で開示 し、当該情報を相互参照によって財務諸表に織り 込むことに関する一般原則。
 - ◆ 上記一般原則に関して、適用する状況を限定する。すなわち、(1)企業はIFRSで要求されている情報を財務諸表の外ではあるが、年次報告書(annual report)内に記載し、(2)一般原則の適用により、年次報告書全体の理解可能性が高まり、(3)財務諸表が依然として理解可能で、忠実に表示される場合に一般原則を適用する。

- ▶ 重要性に関して、以下の暫定決定がなされた。
 - ◆ 重要性の定義に関して、IAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」及び「財務報告に関する概念フレームワーク」間の整合性を図り、かつ、ディスカッション・ペーパーにおいて重要性の現在の定義を維持する理由について記載を行い、フィードバックを求める。
 - ◆ 重要性の主要な特徴をIAS第1号に記載すると ともに、ディスカッション・ペーパーにも記載する。
 - ◆ 重要性の適用に関するガイダンスを提供する。
 - ◆ 全体的な基準の見直しを行うまで、各基準にお ける重要性に関する変更は行わない。
 - ◆ 重要性のある場合のみ要求事項を適用すること は各基準レベルでは記載しない。
- ➤ IAS第1号の修正案に関して、当該公開草案で提案された修正を行ったケースにおいて、その旨を開示する必要はないことが暫定決定された。

今後の予定

開示原則に関するディスカッション・ペーパーに関しては、2015年の前半に公表される予定である。また、公開草案「開示に関する取組み:IAS第1号の修正案」に関しては、2014年12月に最終基準が公表される予定である。

〈注〉

- 1 http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx
- 2 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2014. shtml

(機関誌編集員会編集員 松尾洋孝)